

新型コロナウイルス対策関連事業一覧（概要版）

令和2年5月1日現在

1 感染予防対策

（単位：千円）

事業等名	事業費	事業等の概要	所管課 （連絡先）
(1) 市民への対策			
新型コロナウイルス感染症対策事業	93,164	新型コロナウイルス感染症対策として、次の事業等を行います。 ○市民感染予防配布資材外（市民への配布用マスク） 50枚入り1箱×全世帯（6人以上世帯の場合、2箱）	保健課 (24-5223)
(2) 児童・生徒、学校等への対策			
保育施設、児童クラブ、小中学校へのマスク、消毒液の配布等	6,246	新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク及び消毒液を購入し、保育施設、児童クラブ、小中学校に配布します。	こども課 (24-5229) 学校教育課 (24-5314)
(3) 高齢者への対策			
ひとり暮らし高齢者弁当宅配事業	5,769	高齢者の方々が買い物等の人混みに行くことで、新型コロナウイルス感染リスクが高まることが懸念されることから、緊急対策の一環として見守りを兼ねた宅配を10月末まで行います。 対象者は、市内に住所を有し、現に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者で、最大週7日の弁当宅配を週1回から利用可能となります。 利用者負担は、1食780円のうち300円で、残りは市が負担します。	高齢福祉課 (24-5230)
(4) その他			
その他	903	市役所飛沫感染防止対策外	財政課 (24-5252)
小計	106,082		

2 経済対策

（単位：千円）

事業等名	事業費	事業等の概要	所管課 （連絡先）
(1) 生活支援対策			
特別定額給付金事業	4,748,347	国の特別定額給付金給付により家計への支援を行います。 対象者は、4月27日現在の住民基本台帳登載者です。受給権者は、世帯主で、給付額は、対象者1人あたり10万円となります。 ・5月7日に申請書を郵送し、翌8日から受付開始します。12日より順次口座振り込みとなります。	企画調整課 (24-5209)

住居確保給付金	6,570	生活困窮者自立支援法施行規則が一部改正され、住居確保給付金の対象範囲が拡大されました。 対象者は、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方（家賃相当額を家主に支給します）。 限度額は、単身者33,000円/月、2人以上世帯40,000円/月。 給付期間は、原則3か月で、最長9か月となります。	社会福祉課 (24-5257)
(2) 子育て支援対策			
子育て世帯への臨時特別給付金事業	59,681	新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯を支援します。対象者は、児童手当受給者で、給付額は、対象児童1人あたり10,000円となります。	こども課 (24-5229)
児童扶養手当上乗せ給付金事業	5,627	新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯を支援します。対象者は、児童扶養手当受給者で、受給者1人あたり15,000円となります。	こども課 (24-5229)
(3) 雇用等への支援対策（詳細は、別紙「市独自の経済対策事業について」をご覧ください。）			
雇用維持助成金・求職支援補助金	50,500	○雇用維持助成金 国の雇用調整助成金を活用した場合、事業者負担分の全額または一部を支援します。（助成率：中小企業1/10、上限：50万円） ○求職支援補助金 事業所（小規模）の都合で、休業となった従業員や職を失った労働者を支援します。（補助額：1人あたり上限9万円）	商工課 (24-5233)
(4) 商工業者への支援対策（詳細は、別紙「市独自の経済対策事業について」をご覧ください。）			
感染拡大防止対策補助金	30,000	市内商工業者が新型コロナウイルス感染を予防し、事業を継続するための経費を支援します。（補助率：2/3、上限：10万円）	商工課 (24-5233)
(5) 中小企業等への支援対策（詳細は、別紙「市独自の経済対策事業について」をご覧ください。）			
小規模事業者活動応援補助金事業等	137,925	○小規模事業者活動応援補助金 感染拡大の影響を受けた市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業事業者に対する雇用及び活動の維持を図るための経費を支援します。（補助額：20万円） ○店舗等維持補助金 感染拡大の影響を受けた市内飲食業、宿泊業、旅行業、観光業事業者の賃貸物件経費を支援します。（補助額：10万円） ○中小企業者金融支援 信用保証料補助、利子補給事業 ○市内事業者影響調査 ○飲食業利用促進支援（出前・テイクアウト支援など）	商工課 (24-5233)
小計	5,038,650		
合計	5,144,732		